

消費生活 相談

電話勧誘を受けたら、 必ず説明書面を見て検討しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

インターネット環境は、日々の生活で欠かせないサービスになっています。光回線サービスなどの電話勧誘の相談は増加傾向にあり、全国の消費生活センターに相談が寄せられています。電話がかかってきても、その場で契約せず、よく検討しましょう。



誘われ、契約変更を承諾してしまった。約1か月後に工事が終了したが、その後、契約書をよく見ると契約した覚えのないオプションにいくつも加入したになっていた。



消費者へのアドバイス

- ▽突然電話がかかってきた際は、必ず事業者名とサービス名を確認しましょう。
- ▽電話がかかってきた日に契約しないようにしましょう。
- ▽電話勧誘の契約では、「説明書面」と「契約書面」の2つの書面が送付されます。
- ▽契約書面が届いたらすぐに内容を確認し、契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、速やかに契約先事業者に申し出ましょう。

相談事例

【事例1】自宅の固定電話に、電話回線の契約先である大手通信会社を名乗る電話があった。アナログ回線を光回線にする工事を行っている、電話料金が安くなると説明され、工事することを了承した。しかし、自宅ではインターネットは利用しておらず、内容もよくわからなかったため、本当に必要なのか不安になった。

【事例2】2か月前に突然、光回線サービス業者から電話がかかってきて、「料金が安くなります」と勧



困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐ相談!

◇消費生活センター(☎287-0858)

◇消費者ホットライン(☎188)

国民年金
だより



「年金生活者支援給付金制度」
ご存じですか?

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書を提出する必要があります。

■対象となる方

▼老齢基礎年金を受給しており、▽65歳以上▽世帯員全員の村・県民税および森林環境税が非課税▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が90万6700円以下(昭和31年4月2日以降生まれの場合は90万9000円以下)——を満たす方
▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、前年の所得額が472万1000円+(扶養親族の数×38万円)以下の方

■請求手続の流れ

- ①申請：基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または、保険課医療保険担当窓口で給付金の申請をする。
- ②審査結果の受け取り：年金機構から送付される審査結果の通知を確認する。
- ③振込通知書の受け取り：支払い月の月上旬に年金機構から振込通知書が送付される。
- ④年金生活者支援給付金の支給：年金に上乗せして支給される。※支払い月の翌々月の中旬に、年金と同じ受け取り口座に、原則2か月分が年金とは別に振り込まれます

■問い合わせ

「給付金専用ダイヤル」☎0570・05・4092(ナビダイヤル)

●10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者(自営業者・農業者・アルバイト・無職など)も育児で保険料が免除される制度が新たに始まります。

